

精神保健福祉援助実習 A		単位数	履修方法(授業形態)	配当学年
		2単位	実習	3年以上
科目コード	CX4908	担当教員	阿部 正孝／志村 祐子／ 大和田 誠子／八巻 幹夫ほか	

注意事項

※平成24年度以降入学者に対して開設されている科目です。平成23年度以前に入学した方、福祉心理学科の方は履修することはできません。

※今後の実習受け入れ状況などにより、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』等でご案内します。

※実習免除者は受講不要です。

■実習の内容

精神障害者の社会復帰・生活支援を目的とした福祉施設等における精神保健福祉援助実習を通して、実習先機関の実情に応じて下記の内容に関する知識と技術を体得します。

- ①利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。
- ②利用者理解とその需要の把握および支援計画の作成。
- ③利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成。
- ④利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護および支援（エンパワメントを含む）とその評価。
- ⑤精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。
- ⑥精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。
- ⑦施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。
- ⑧施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際。
- ⑨当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

■科目の内容

本科目は、精神保健福祉士資格取得のために規定された実習のうち、福祉施設実習（15日間以上かつ120時間以上）にあたります。

実習を通し、皆さん自身が、専門職である援助者として、ふさわしい自分であるかどうかを見つけていただくことが重要となります。そのための事前学習がかなり大切となります。大学から与えられた課題のみではなく、ボランティア活動や業務実績を通して得た課題をさらに深め、確認していけるよう、皆さん自身が、積極的に学ばれることが必要です。実習を通し、精神保健福祉士としての価値や倫理、技術を十分にご自分のものとしていくことが望まれます。

■到達目標

福祉施設における援助実習を通じて下記1)～9)について理解できるようになる。

- 1) 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。
- 2) 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成。
- 3) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成。
- 4) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価。
- 5) 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。
- 6) 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。
- 7) 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。
- 8) 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際。
- 9) 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

■教科書

- 1) 新版精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『改訂新版 精神保健福祉士養成セミナー 8 精神保健福祉援助実習指導・現場実習』へるす出版、2013年
- 2) 『精神保健福祉援助実習 A・B 課題ノート』東北福祉大学（演習 B・C 履修者に配付）

(最近の教科書変更時期) 2014年4月

■実習期間

3年次の10月1日～2月15日 15日間かつ120時間

原則2カ月の期間内に7日間と8日間の分割実習が可能。2カ所（異なる実習先）での実習は原則認められません。また下記の例のとおり実習は実習先の休業日に従い原則連続を基本とします（分割による実習の場合も同様です）。

(例1) 土日が休みの実習（週5日の3週間）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金

(例2) 土日が休みの実習（7日+8日の2分割）

10月

1	2	3	4	5	6	7
月	火	水	木	金	月	火

11月

8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	月	火	水

注意事項

実習中は慣れない環境で緊張が続き、毎日の実習記録の作成に多くの時間がとられる等、精神的、体力的消耗が激しくなることが予想されます。実習中、体調を崩したり、疲れによる居眠りから、低い実習評価となったり、実習中断となったケースがこれまでもあります。仕事をお持ちの方は実習期間中の休暇取得、家事や育児に従事している方は家族からの協力体制を確保するなど、集中して実習に臨めるよう調整を図ってください。実習期間中の科目修了試験、スクーリングの受講について禁止はしませんが、なるべく受講せず休養に努めることを強く推奨します。

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、「精保演習 A」受講時に「精保実習 A」受講希望者を対象に「精保実習 A 選考試験」、精保実習 A 事後指導（「精保演習 B - 2」「精保実習指導 A - 2」「帰校指導」）受講時に「精保実習 B」受講希望者を対象に「精保実習 B 選考試験」をそれぞれ実施します。実習受講には選考試験に合格する必要があります。

また p.170～173「■受講の流れ」にある各条件を満たすためには、年間のスクーリング開講予定や科目修了試験の開催日程、自身の学習時間の確保を含む「学習計画」が必須となります。各条件を満たすために指定科目のレポートを「いつまでに作成するか」等、計画的に学習を進めてください。

■実習 A 申込について

「精保実習 A 希望届」に基づき実習受入依頼調整を行います。1 年次・2 年次編入学者や 3 年次編入者で入学後 2 年目以降に実習受講を希望する方は、本冊子巻末の「精保実習 A 希望届」または「精保演習 A」受講時に配付する様式にて、「精保実習 A」(福祉施設実習) の受講申込を行ってください。実習希望先は、第 1～3 希望まで記入してください。実習希望先については本学ホームページに掲載されている「実習契約先一覧」、または自宅から無理なく通える範囲にある施設を次項の「実習先種別一覧」を参考に記入してください（「実習契約先一覧」一覧にない場合でも、依頼に際して新たに契約を結ぶことも可能です）。

実習先には指導者として精神保健福祉士が確保されている必要があります（確認は依頼の際に大学で行いますので希望申込の時点で学生が直接確認する必要はありません）。

なお実習は基本的に大学で実習先を指定する「配属実習」となります。必ずしも希望通りに依頼されない場合があることを予めご了承ください。

■実習先施設

「精保実習 A」(福祉施設実習) は I 欄から、「精保実習 B」(医療機関実習) は II 欄が実習先対象種別となります。次表以外にも法令で認められた施設であれば実習が可能な施設種別もあります。

平成27年 4 月以降は、実習先の実習指導者が「精神保健福祉士の資格取得後 3 年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されます。

I：精保実習A(福祉施設実習)実習先対象施設	行政関係機関・施設		市町村保健センター※
			市区町村(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る)
			精神保健福祉センター
		法務省設置法及び更生保護法	保護観察所・更生保護施設(精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る)
	障害者関係施設(障害者総合支援法)	障害福祉サービス事業を行う施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	生活介護を行う施設
			自立訓練を行う施設(機能訓練、生活訓練)
			就労継続支援を行う施設(認定就労移行支援を含む)
			就労継続支援を行う施設(A型、B型)
			共同生活援助を行う施設
			共同生活介護を行う施設
			短期入所を行う施設
			重度障害者等包括支援
			相談支援事業を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)
			地域活動支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)
			障害者支援施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)
			児童デイサービス事業(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)
	地域生活支援事業	精神障害者地域移行・地域定着支援事業(旧・精神障害者退院促進支援事業を含む)実施施設	
	生活保護法	救護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
		更生施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
	社会福祉法	福祉事務所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		
	地域障害者職業センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		
	障害者就業・生活支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		
ホームレス自立支援事業を実施する施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)			
II：精保実習B(医療機関実習)実習先対象施設	医療関係施設	精神科病院	
		病院・診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る)	

※「市町村保健センター」は本学独自の養成規定において、実習先対象種別の対象外としています。

■実習費

「精保実習A」(福祉施設実習) 85,000円

実習費は所定の時期に一括請求されます。

「精保実習A」(福祉施設実習)のみ2カ月の間で7日間と8日間の2分割の実習が認められています。

■参考図書

- 1) 日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座8 精神保健福祉援助演習(基礎・専門)』中央法規出版、2012年
- 2) 日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座9 精神保健福祉援助実習指導・実習』中央法規出版、2012年

■「麻疹（はしか）」「インフルエンザ」などの感染症対策

「麻疹（はしか）」にかかったことがなく、「麻疹（はしか）」の予防接種を受けていない方（母子手帳に記載されています）は、医療機関にて「抗体検査」を受けていただく必要があります。また、「インフルエンザ」の対策についても、『レポート課題集 D（特別支援編）』p.126～127に記載の事項を読んで、念入りに行うようにしてください。